

新型コロナウイルスの対応について（第 16 報）

2020 年 12 月 25 日

在宅勤務の延長について

12 月 16 日付のお知らせで、1 月 8 日（金）まで在宅勤務を実施することとしておりましたが、年明けにおいても新型コロナウイルスの感染拡大の沈静化が期待されない状況が想定されることから、1 月 31 日（日）まで在宅勤務を延長することとします。

- ① 国内事業本部及び管理本部においては、12 月 17 日（木）～1 月 31 日（日）の期間、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を認める。
- ② 海外事業本部においては、引き続き、「出勤」と「在宅勤務」のローテーションを組み合わせた勤務体制とする。
- ③ 通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認める。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。